

産 商 商 第 7 9 号

平成 1 4 年 8 月 2 0 日

株式会社エス・エル・エス

代表取締役 大川 嘉一郎 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項に基づく届出に対する市の勧告について

平成 1 4 年 6 月 2 0 日付けの大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第 8 条第 7 項に基づく届出に対する市の勧告について、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ホームセンターコーナンくいな橋店
京都市伏見区竹田中島町 5 番外 7 筆

2 法第 9 条第 1 項の規定による勧告について

法第 8 条第 7 項に基づく届出及び自主的対応策を検討したところ、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態に至らないと判断し、勧告を行わないものとする。

3 その他

今回、上記のとおり勧告を行わないと判断したが、届出者においては、店舗西側出入口における円滑な入退場を実施するため、提示のあった自主的対応策を確実に実行され、平面駐車場での円滑な入出庫及び敷地内の歩行者等に配慮した車両誘導を確保されるとともに、当該大規模小売店舗の新設後、状況の正確な把握と、必要な場合には新たな対策を講じることが望まれる。